

## 集団的自衛権行使容認に反対する会長声明

### 1 憲法前文及び9条の今日的意義

日本国憲法は、先の戦争の大惨禍への深い反省から、前文で国際的な平和の創造を呼びかけ、9条で恒久平和主義を定めた。我が国は、日本国憲法及び平和を希求する多くの国民の力により、68年間他国と交戦することなく国際社会において重要な地位を占めるにいたってきたものであり、今日、憲法前文及び9条はますますその存在意義を増している。

### 2 最近の政府動向

2012年12月の衆議院議員総選挙で自由民主党が大勝し、政権与党に復帰したことを契機に、集団的自衛権の行使を容認する動きが急速に進んでいる。

安倍首相は、集団的自衛権行使の憲法解釈見直しを政権の大きな1つの方針に掲げ、日本版NSC（国家安全保障会議）設置法を成立させ、特定秘密保護法を強行採決するなど、集団的自衛権行使に向けた法整備を進めている。また、2013年2月8日には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を5年ぶりに再開させた。安保法制懇は集団的自衛権の行使を法律で認める国家安全保障基本法の制定について検討するよう諮問しており、2014年中には首相への報告書をまとめる方針とされている。なお、2014年4月4日、安倍首相は、参議院本会議で、1959年の最高裁判決（砂川事件）に言及し、最高裁も集団的自衛権行使を容認し、政府も同様の立場をとってきたかのような答弁を行った。一方、安保法制懇も、同判決を引用して、集団的自衛権は「必要最小限度の自衛権」に含まれると結論付けることを調整しているという。

### 3 しかし、憲法は前文で平和的生存権を確認し、9条で戦争放棄、戦力不保持及び交戦権否認を定めるなど徹底した恒久平和主義を採用しているものであり、集団的自衛権行使を認めてはいない。

だからこそ、政府は、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を

有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法9条の下において許容されている自衛権行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（1981年5月29日政府答弁）との見解を表明し、その後、今日に至るまで当該見解を維持しているのである。

安倍首相が裏付けとする砂川判決は集団的自衛権について判断したのではなく、同判決をもって政府が集団的自衛権行使容認の立場をとってきたとすることは強弁に過ぎず、さらには、永らく確立されてきた政府解釈を真っ向から否定するものである。

4 憲法改正手続によらずに解釈で集団的自衛権行使を容認することは、厳格に定められた憲法改正手続を無視して憲法改正を行うに等しい行為であり、政府や立法府を憲法による制約の下に置こうとする立憲主義の原則に反し、断じて許されるものではない。また、国家安全保障基本法などの下位法規によって最高法規たる憲法を改正することは憲法98条に反する暴挙と言わねばならない。

5 日本弁護士連合会は、第48回人権擁護大会の「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」、そして第51回人権擁護大会の「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」において、集団的自衛権の行使は憲法に違反するものであることを表明してきた。当会も同様の立場をとるものである。

よって、当会は、集団的自衛権の行使を政府が解釈変更によって容認することや、集団的自衛権の行使を認める憲法違反の法案が国会に提出されることに、強く反対する。

2014（平成26）年4月28日

佐賀県弁護士会

会長 牟田 清 敬